

令和3年10月29日

第74期司法修習生 各位

司法研修所事務局企画第二課長 橋 本 聰

集合修習の即日起案における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症の感染を防止し、修習を円滑に実施するため、地方裁判所等での即日起案の実施に関しては、下記の点に十分留意してください（司法研修所で即日起案を実施する際の留意点については、該当する司法修習生に別途お知らせします。）。

なお、即日起案会場においては、司法修習生が着席する間隔を一定程度確保し、定期的に換気を行うこととしています。

記

1 登退庁時の留意点

- (1) 登退庁時に公共交通機関を利用する場合には、車内でマスクを着用するほか、会話を控える。
- (2) 定められた時刻に登庁し、退庁する。

2 体調管理等

日頃から体調管理に努め、発熱等の風邪症状がある場合は、司法研修所企画第二課企画係（[REDACTED]）に連絡して登庁を控える。

3 マスクの着用と手洗いや手指の消毒の励行

マスクを正しく着用するとともに、入庁時や起案会場に入る際には手洗いや手指の消毒を励行する。

4 その他施設内での留意点

- (1) 施設内においてはいわゆる「3密」を避ける対策を実施しているので、遵守する。
- (2) 起案中（私語禁止）以外の時間においても会話を控える。特に食事中の会話は厳に慎む。

- (3) 自らが起案で使用するフロア以外のフロアや起案会場以外の部屋には、やむを得ない場合を除き、立ち入らない。
- (4) 司法修習生が密集することを避けるため、喫煙所がある場合でも、その利用は禁止する。
- (5) 給湯器の利用は禁止する。

5 昼食について

昼食のため敷地外に出ることは禁止する。昼食は各自持参し、原則として起案会場でとる。なお、地方裁判所等から指示があれば、それに従う。

6 退庁時の留意点

起案終了後は、地方裁判所等の指示に従い、答案をコピーし、原本を提出して、速やかに退庁する（資料等の受領や答案のコピーについて地方裁判所等から指示がある場合はそれに従い、用済み後速やかに退庁する。）。

なお、退庁時も前記1記載の点に留意する。

以上